

医療材料物流管理・調達管理及び医薬品購入価格等支援業務仕様書

1 業務概要

(1)委託契約名 医療材料等物流管理・調達管理及び医薬品価格等支援業務委託

(2)履行場所 ①宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷 5-22-1

公益財団法人仙台市医療センター仙台オープン病院

②仙台市太白区茂庭台 2-16-10

公益財団法人仙台市医療センター介護老人保健施設茂庭台豊齡ホーム

(3)対象業務

- ① 医療材料等の物流管理(納品検収・在庫管理・使用部署への供給等)
- ② 医療材料等の消費実績・消費期限・マスタ管理等・各種の情報管理
- ③ 医療材料等の適正価格での調達
- ④ 継続的な医療材料等費用削減に向けた各種提案
- ⑤ 医薬品の価格交渉
- ⑥ 医薬品の見積り取得及び集計
- ⑦ 医薬品の費用削減に向けた各種提案

2 業務仕様

(1)本業務の目的

物品調達並びに物流管理運用業務を通じて、医療現場が要望する医療材料等を速やかにより的確に各部署に供給することで、過剰在庫、デッドストックを解消し、請求・発注業務を軽減するとともに、保険請求漏れを防止し、病院経営の効率化並びに継続的な経費削減を図ることを目的とする。

(2)業務実施体制

- ① 受注者は、一括管理された医療材料等を、院外に設置された倉庫(サブライセンター)から発注者の指定する各施設・各部署まで直接配送・定数配置する。
- ② 受注者の院外倉庫所在地は宮城県内に設置されていること。
- ③ 受注者の業務スケジュールについては、通常の業務実施日時は、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）などを除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までを原則とする。
- ④ 受注者は、年末年始など休日が3日以上続く場合は、協議の上業務に支障がない体制を構築すること。
- ⑤ 受注者は、本業務の実施状況並びに成果等については、発注者へ定期的に報告できる体制を構築すること。
- ⑥ 受注者は、本業務の実施にあたっての人員配置体制については、事前に発注者に提出すること。また、体制に

変更がある場合も同様とする。

(3)本業務従事者の管理・教育等

- ① 受注者は、本業務の従事者について、その責任の度合い及び業務内容に応じて必要となる経験等を有する者を配置すること。
- ② 受注者が定める責任者は、作業責任者及び作業員を指揮し、必要とされる教育等を行うとともに、発注者の担当責任者と随時協議・連絡を行うこと。
- ③ 受注者の作業責任者は、作業員の業務状況を監督するとともに、業務の円滑な遂行に努めること。
- ④ 受注者の本業務従事者は、業務に適した服装をするものとし、常にネームプレートを着用すること。また、言語行動には十分留意し、患者・職員に不快感を与えないように注意すること。
- ⑤ 受注者は本業務従事者の健康管理、労務災害や労務管理に関することは、全て受注者の責任とすること。
- ⑥ 受注者は、業務従事者用マニュアルを作成し、受注者の本業務従事者に徹底すること。なお、作成した業務マニュアルは、発注者に提出すること。

(4)調達管理業務

- ① 受注者は、本業務を円滑、安定的、継続的に遂行できる能力を有していること。
- ② 受注者は一括調達導入に伴い、医療材料等の見積手続き等の透明性を確保するため、発注者の要請に対し仕入れ価格を公開すること。
- ③ 受注者は、医療材料等の価格交渉を行う際は、まず、発注者の既存のディーラーやメーカーと交渉を行うものとし、不調となった場合に他のディーラーやメーカーとの交渉を行うこと。
- ④ 医療材料等の価格交渉は、継続して定期的に、必要が生じた場合はその都度行うこと。また、発注者の職員も立ち会えることとする。
- ⑤ 受注者は、発注者の医療材料等購入費を最大限に削減するために本業務を遂行すること。
- ⑥ 受注者は、医療材料等の見積手続き、価格交渉等の考え方について発注者へ明らかにすること。
- ⑦ 受注者は、ディーラー、メーカーへの医療材料等の代金支払いを行うこと。
- ⑧ 受注者は、定期的開催される発注者の医療材料等にかかる委員会に参加し、材料費削減を実現するための使用品目見直し等の各種提案を行ったうえで発注者の職員とともに材料費削減活動を推進すること。
- ⑨ 受注者は、材料費削減の推進結果を定期的に発注者へ報告すること。
- ⑩ 受注者は、医療材料等の市場価格、償還価格や類似品、同等品等の比較データ資料について定期的に発注者へ提供すること。
- ⑪ 購入単価について一般的な単価相場と比較して著しい格差が認められる場合は、発注者は受注者に対し、随意価格低減の申し入れを行うことができる。なお、価格低減要望に対し、要望をかなうための努力を惜しまず、誠意ある取り組みを行うこと。
- ⑫ 受注者は、市場価格等のデータについては、全国または東北地域を含む 300 床規模以上の医療機関(または、これに準じた)の市場価格を有し、他の医療機関との価格比較が可能であること。
- ⑬ 発注者及び受注者は、共同購入の採用に向け前向きに協議を進め、発注者がさらに材料費削減メリットを享

受できるよう配慮すること。

(5)物流管理業務

- ① 受注者は、医療材料等のうち、定数管理物品については、バーコード付きのバーコードラベル等で管理すること。
なお、定数外管理物品についても、双方協議により管理方法を決定すること。
- ② 定数管理物品については、院外倉庫から定数補充方式により管理対象部署の棚への収納まで、受注者が適正に供給・配置すること。その際は、受注者はバーコードラベル等を回収と読み込み作業を行い、管理対象部署の定数に対する不足分を確認したうえで、必要数を所定の棚に補充すること。また補充の際には、先人先出し方式による収納管理とすること。
- ③ 受注者は、乙が直接甲へ供給する特定保険医療材料については、保険請求シール等を貼付すること。
- ④ 受注者は、定数管理物品の管理対象部署への供給サイクルについて協議の上決定し、これに従った搬送を実施すること。
- ⑤ 受注者は、定数外物品の物流管理については、現状を踏まえ、別途協議する。
- ⑥ 受注者は、定数外物品（消耗品・印刷物等）についても、発注者と打合せした供給・搬送スケジュールに従い、搬送業務を行うこと。
- ⑦ 受注者は、管理対象部署から緊急の要請があった場合は、直ちに搬送できること。
- ⑧ 受注者は、定数管理物品の定数や分割数については、管理対象部署の使用状況を考慮し、在庫切れを生じない範囲で最少となる適正な数量を設定し、発注者の了解を得ること。
- ⑨ 受注者は、医療材料等について、定数配置単位まで有効期限(期限切れ防止)、ロット番号(リコール対応)をシステム上登録するとともに、どの管理対象部署に配置し、いつ消費されたか追跡できるデータを常時取得保持していること。
- ⑩ 受注者は、上記⑨に基づき取得したデータを用いた、有効期限切れ防止対策の内容及び有効期限切れの場合の対応について明らかにすること。メーカー等からリコールがあった場合または不具合があった場合は、速やかに報告するとともに発注者の指示に従い、当該物品の回収等の対応を行うこと。
- ⑪ 受注者は、医療材料の規格変更・包装変更及び製造中止などの情報は直ちに報告の上、対応策を提案すること。
- ⑫ 受注者は、発注者の要請又は提案により、医療材料等をメーカー出荷時包装単位以下に分割し、供給すること。ただし、分割することが法令等に反する場合や、品質管理上不適切である場合は、その旨発注者に説明し、分割は行わない。
- ⑬ 受注者は、定数管理物品については、当該物品を使用した時点で物品の所有権が発注者に移転する「消費払い方式」を採用すること。
- ⑭ 受注者は、定数管理物品については、院外倉庫に予め協議のうえ決定した使用日数分を確保し、発注者の管理対象部署へ適正に供給・配置を行うこと。
- ⑮ 受注者は、定数管理物品については、年2回以上の棚卸しを実施すること。

(6)時間外や緊急時の対応業務

- ① 受注者は、通常の業務実施時間外に、医療材料等が緊急に必要となった場合に対処するため、本業務担当

者へ電話等で連絡が出来る体制をとること。なお、緊急時(時間外)の連絡体制を図式化し、発注者に提出すること。また、体制に変更がある場合も同様とする。

- ② 発注者は、緊急に必要となった医療材料等は、直ちに請求部署に搬送し管理対象部署の職員に直接引渡し確認を得ること。
- ③ 受注者は、大規模災害時の医療材料等供給体制として、同一災害発生地域以外からの物品供給体制を構築していること。
- ④ 受注者は、感染症流行時において、地域の中核病院としての機能を継続できるように必要物品の供給に滞りのないような供給体制が取れていること。

(7)医療材料等データの管理及び活用

- ① 受注者は、医療材料等データについては、発注者以外の医療機関と比較できるよう原則 1 本(バラ)単位で管理すること。
- ② 受注者は、発注者の承認のもと、医療材料マスタの登録、修正、削除などのマスタ管理を行うこと。また医療材料マスタには、他の医療機関との比較可能な統一コードを付すこと。
- ③ 受注者は、診療報酬改定にともなう変更等については、一括更新を行う事。
- ④ 受注者は、医療材料マスタ内にレセプト電算コードを保有すること。
- ⑤ 受注者は、保険区分変更、価格改正、物品の製造中止、販売中止等の情報は、随時発注者へ提供すること。
- ⑥ 受注者の電算システムに蓄積されたデータやマスタは、エクセル等電磁的データで取出、加工、分析が可能なものとする。
- ⑦ 受注者は、医療材料等の管理対象部署ごとの使用データ等を基にした統計分析を行い、定期的にエクセル等電磁的データにより発注者に提出できること。
- ⑧ 受注者の電算システムは、発注者の求めに応じ、必要なデータが出力できるものとする。

(8)医薬品価格交渉業務

- ① 受注者は、本業務を円滑、安定的、継続的に遂行できる能力を有していること。
- ② 受注者は、医薬品の価格交渉を行う際は、まず、発注者の既存のディーラーやメーカーと交渉を行うものとし、不調となった場合、発注者と協議の上、他のディーラーやメーカーとの交渉を行うこと。
- ③ 医薬品の価格交渉は、継続して定期的に、必要が生じた場合はその都度行うこと。また、発注者の職員も立ち会えることとする。
- ④ 受注者は、発注者の医薬品の購入費を最大限に削減するために本業務を遂行すること。
- ⑤ 受注者は、医薬品の見積手続き、価格交渉等の考え方について発注者へ明らかにすること。
- ⑥ 受注者は、医薬品費削減の推進結果を定期的に発注者へ報告すること。
- ⑦ 受注者は、医薬品の市場価格、薬価や類似品、同等品等の比較データ資料について定期的に発注者へ提供すること。
- ⑧ 発注者及び受注者は、前向きに協議を進め、発注者がさらに医薬品費削減メリットを享受できるよう配慮すること。
- ⑨ 受注者は、市場価格等のデータについては、東北地域を含む全国の 300 床規模以上の医療機関(または、こ

れに準じた)の市場価格を有し、他の医療機関との価格比較が可能であること。

(9)その他

- ① 受注者は、本業務を運営するために必要な機器等を準備し、協議のうえ設置すること。なお、設置した機器は、発注者の業務に支障をきたさぬよう、適切に管理すること。
- ② 受注者は、本業務を実施するうえで知り得た秘密を漏らしてはならず、特に患者情報の取り扱いについては、個人情報保護に関する法律等、関係法令に従い厳密な管理を行うこと。
- ③ 受注者は、本業務にかかわる事項について、賠償責任保険に加入していることとする。
- ④ 本契約が期間満了等により終了となる場合は、受注者が所有する院内各部署・院外倉庫内在庫について、受注者と次に業務を請け負う受注者並びに発注者と協議するものとする。
- ⑤ この仕様書に定める事項のほか、業務の遂行に必要な事項は、発注者及び受注者双方協議のうえ、定めるものとする。

以上